

住宅に関する融資・助成制度一覧

市町村名： 高崎市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率(利子補給の場合は利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号(申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等(勤労者住宅資金等)	融資	勤労者住宅資金	○市内に住宅を新築・購入等をしようとする勤労者を対象にした融資制度	○同一事業所に1年以上勤務する勤労者	1,000万円 中心市街地活性化基本計画区域内に住宅を新築・購入する場合は1,200万円以内	年2.6%以内	20年以内【200万円以内は10年以内】(1年以内据置可)	年間随時	予算の範囲内	商工振興課	027-321-1258	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011702042/	
リフォーム資金(高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	高齢者住宅改造費補助事業	○高齢者の住んでいる家屋の安全性と利便性に配慮し、居室や廊下、便所、風呂などのバリアフリー化の工事を行う際に補助金の交付を行う	○前年度所得税非課税世帯で次のいずれかに該当する場合 ・要介護2～5の60歳以上の高齢者のいる世帯 ・60歳以上の高齢者のみの世帯 ただし、次の場合は対象外です。 ・同一敷地内に居住する人が、所得税を課税されている場合 ・当該世帯又は同一敷地内に居住する人が、所得税を課税されている人に扶養されている場合 ○世帯申請は一世帯で一度限り、新築・増築は除く ○工事前の申請が必要となる(未着工での確認が必要)	75万円 施工内容別にそれぞれ規定の限度額がある	—	—	年間随時 ただし、完了期限は年度内に行う必要があります。	特になし	介護保険課	027-321-1250	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014012000772/	
リフォーム資金(重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	高崎市重度身体障害者(児)住宅改造費補助	○重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関、廊下、階段、居室、トイレ、洗面所、台所などを改造するための費用を一部補助 ○新築、増築、借家については対象外	○上肢(両上肢に4級以上の障害のある者)障害1・2級、下肢・体幹機能障害1・2級(重複可)、視覚障害1級の障害者のいる世帯	50万円	—	—	年間随時 ただし、完了期限は年度内に行う必要があります。	特になし	障害福祉課	027-321-1245	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010901484/	○他に日常生活用具給付制度(住宅改修)も有り(上限20万円) ○市営住宅及び県営住宅入居者は住宅改造費補助対象外のため、住宅改修のみ対象となる
リフォーム資金	助成	高崎市住環境改善助成事業	○市内に本人または家族で所有し居住している住宅が対象 ○市内の施工業者(市内の住所単独表記で見積書、領収書を発行できる業者)を利用する工事 ○住宅本体の機能、住環境向上のための改修、修繕、模様替えなどの対象となる工事 ○助成対象工事の経費(消費税及び地方消費税の額を含む)が、20万円以上のもの	○高崎市に住民登録または、外国人登録をしていること ○世帯の中に市税を滞納している者がいないこと ○世帯の中に前年の合計所得金額が400万円を超える者がいないこと	20万円	—	—	事前申請:令和2年7月1日(水)から令和2年8月31日(月)	特になし(ただし、1住宅かつ1世帯につき1回限り)	建築住宅課	027-321-1266	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011700758/	
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置事業費補助金	○合併処理浄化槽の設置者に対して予算の範囲内で補助金を助成する	○下水道の事業計画区域および農業集落排水処理施設の供用区域を除く市内全域に、現在「単独処理浄化槽」が「くみ取り便槽」を使用している人が処理対象人員が10人以下の環境配慮型合併処理浄化槽を専用住宅に設置する方 ○住宅を継続的に使用し、市税に滞納の無い方	高崎地域、群馬地域、新町地域、吉井地域 5人槽 新設 150,000円 転換 330,000円 6～7人槽 新設 190,000円 転換 410,000円 8～10人槽 新設 250,000円 転換 540,000円 倉淵地域、箕郷地域、樺名地域 5人槽 新設 160,000円 転換 350,000円 6～7人槽 新設 210,000円 転換 440,000円 8～10人槽 新設 280,000円 転換 580,000円 転換の場合、宅内配管工事に対し上限30万円まで追加補助	—	—	令和2年12月18日(金)まで	予算の範囲内	一般廃棄物対策課	027-321-1253	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010800336/	
太陽光発電設備設置費	助成	高崎市太陽光発電システム導入補助金	○設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の値(単位はkW、小数点以下第3位切り捨て)に、1kW当たり1万円を乗じて得た額(千円未満切り捨て、上限5万円)を助成する制度	○自ら居住する市内の住宅に、太陽光発電システムを新たに設置し(または、市内の太陽光発電システム付きの住宅を購入し)、自ら電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結ぶ個人 ○2020年度中に太陽光発電システムに係る電力受給を開始し、かつ定められた申請期限までに補助金交付申請書を提出できる方 ○市民であり、市税を滞納していない方	5万円	—	—	令和2年7月1日から令和3年3月31日まで	予算の範囲内	環境政策課	027-321-1251	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2020040300012/	
生ごみ処理機設置費	助成	生ごみ処理機器購入費補助金	○家庭から出る生ごみを減量化または堆肥化するための機器を購入した者に対し、予算の範囲内で購入費用の一部を助成する ○購入後、3ヶ月以内の申請であること ○補助は年度内に1基まで(EMボカシ容器は2容器まで)	○市内に住所を有し、かつ居住している者	コンポスト容器 4,000円 EMボカシ容器 2,000円 電動式生ごみ処理機 30,000円 ※購入金額(税抜)の1/2	—	—	年間随時	予算の範囲内	一般廃棄物対策課	027-321-1253	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010700438/	
生垣設置費	助成	生垣奨励補助金制度	○住宅用地・事業用地で、公衆用水路に面する部分や隣地との境界に設置する生けがき ○販売を目的とした土地は除く ○生けがきの延長は、連続して5メートル以上 ○生けがきに植栽する苗木は、1メートルにつき2本以上を植栽 ○生けがきに構造物が併存する場合、構造物の高さは60cmまで(ブロックは3段まで)とし、生けがきの高さが構造物の高さを越えていること	○高崎市内 ○過去に同じ敷地で生けがき奨励補助金の交付を受けていないこと	50,000円 ※生けがきの延長1mにつき2,000円の補助 ※ブロック塀等を取り壊し、生垣をつくる場合は別に一律20,000円を補助	—	—	年間随時	予算の範囲内	公園緑地課	027-321-1272	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013122400632/	
耐震診断費	助成	高崎市木造住宅耐震診断者派遣事業	○昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震性を調査するために、専門家を派遣する	○建物所有者	市が診断費全額負担	—	—	令和2年5月7日(木)から令和2年12月18日(金)まで	予算の範囲内	建築指導課	027-321-1271	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014012200110/	
耐震改修費	助成	高崎市緊急耐震対策事業	○昭和56年5月31日以前に建築された耐震性が低い住宅を現行基準に適合させる改修工事に対して、工事監理費・工事費の一部を補助する	○建物所有者又は建物所有者から同意を得ている者	耐震改修工事費の3分の2以内の額(限度額130万円) 耐震改修工事監理費の2分の1以内の額(限度額10万円)	—	—	令和2年5月7日(木)から令和2年12月18日(金)まで(令和3年2月26日(金)までに完了報告書が提出できること)	予算の範囲内	建築指導課	027-321-1271	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2016092500012/	
住宅の取得に関する利子補給	利子補給	高崎市移住促進資金利子補給金制度	○令和元年中に高崎市倉淵地域、吉井地域、樺名地域への移住にあたり、住宅ローン融資を受け自ら居住するための住居(当該住居の敷地を含む)を取得する	○高崎市倉淵地域、吉井地域、樺名地域に自ら居住するための住居を取得し、実際に居住する方	なし	上限無し	取得した住居の引渡しを受けた日以降の最初の利子の支払いから5年間の対象融資に係る利子全額	令和2年1月6日から令和2年12月28日まで	予算の範囲内	企画調整課	027-321-1202	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2016042500024/	